

情報・システム研究機構役員給与規程

〔平成16年4月1日〕
制 定
最近改正 令和元年12月1日

(趣旨)

第1条 情報・システム研究機構の役員の給与については、この規程に定めるところによる。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、基本給、都市手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、毎月17日に支給する。ただし、17日が、日曜日に当たるときは、15日に、17日が土曜日に当たるときは、16日に、17日が月曜日で休日に当たるときは、18日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日に支給する。

(基本給)

第4条 常勤の役員の基本給月額は、次のとおりとする。

機構長 965,000円

理事 706,000円から895,000円

監事 706,000円

(都市手当)

第5条 都市手当は、情報・システム研究機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)第27条第1項に規定する都市手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 都市手当の月額は、給与規程第27条第2項の規定により算出した額とする。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、給与規程第27条の2第1項に規定する広域異動手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 広域異動手当の月額は、給与規程第27条の2第1項から第3項までの規定により算出した額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、給与規程第29条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、給与規程第29条第2項に規定する額とする。
- 3 常勤の役員に任命された者のうち、任命の日の前日に情報・システム研究機構に勤務する職員（以下「職員」という。）であった者は、常勤の役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の規定を準用する。

（単身赴任手当）

第7条 単身赴任手当は、給与規程第30条第1項に規定する支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、給与規程第30条第2項に規定する額とする。
- 3 常勤の役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤の役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。
- 5 前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、給与規程の規定を準用する。

（期末手当）

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、それぞれ給与規程第2条第1項で定める日に支給する。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときはこれを支給しない。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、100分の70を乗じて得た額に、給与規程第35条第2項の表（3）に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。
- 3 第2項の「基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額」とは、都市手当及び広域異動手当が支給される職員にあっては基本給月額に都市手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額）をいう。
- 4 前3項の規定によるもののほか、期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

（勤勉手当）

第8条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤の役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、基準日以前6

箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ給与規程第2条第1項で定める日に支給する。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときはこれを支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、給与規程第36条第2項の表に定める在職期間の割合及び勤務成績に応じて次項で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額の範囲内とする。
- 3 常勤役員の勤勉手当の成績率は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、及び各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、100分の97.5以上100分の102.5以下の割合の範囲内において定めるものとする。
- 4 前条第3項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前4項の規定によるもののほか、勤勉手当の一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する勤勉手当の例に準ずるものとする。

（非常勤役員手当）

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

理事 月額 180,000円～360,000円

監事 月額 83,000円～100,000円

（月の途中で就任又は退職した場合の給与）

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤の役員を除く。）に、就任当月分の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下「給与月額」という。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を、給与月額から控除する。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を、給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

（給与の日額）

第11条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日以外の日を除して得た額とする。

（端数の処理）

第12条 前条により計算した金額に、50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（給与の支払方法）

第13条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令

又は給与規程に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年3月31日から引き続いてこの役員給与規程が適用となる役員で、その者の受ける第4条に定める基本給月額並びに第9条に定める日額及び月額が、同日に受けていた基本給月額、日額及び月額に達しないこととなる役員には、基本給月額、日額及び月額のほか、その差額に相当する額を基本給月額、日額及び月額として支給する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

- 2 平成21年6月期に限り、改正後の第8条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

- 3 平成21年6月期に限り、改正後の第8条の2第2項中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、改正後の第8条の2第3項中「100分の80以上100分の85以下」とあるのは「100分の70以上100分の75以下」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(非常勤役員手当の特例措置)

第2条 施行日から平成26年3月31日までの間においては、第9条の規定の適用については、同条中「44,000円」とあるのは「39,700円」とする。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月26日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。